

ローン・セカンダリー市場における情報開示に関する行為規範

1. 目的

本行為規範は、ローン・セカンダリー市場が公正な市場として発展し、その結果として貸付債権の流動性が高められることを目指す上で必要となると思われるルールを定めるものである¹。

本行為規範は、JSLA ローン・セカンダリー委員会に参加する会員の共通の理解を体现し、JSLA 理事会の承認をえた上で公表するものである。

多くの市場参加者が、本行為規範に従って行為することが市場の健全な発展に資するということを理解し、安定した市場慣行を確立すべく本行為規範の内容を尊重し、かつ、実践していくことが期待される。

2. 適用範囲

本行為規範は、日本国内におけるローン・セカンダリー市場における正常債権の譲渡取引を適用範囲としているものである²。

譲渡当事者は、譲渡の対象となる貸付債権と同種の貸付を業として行っている金融機関又はその貸付債権と同種の債権の譲渡又は譲受取引を業として行っている金融機関を想定する。

譲渡の対象となる貸付債権の借入人は、日本居住法人(日本国内に日本法に基づき登記された本店、支店又は営業所があるもの)であることを想定する。

譲渡当事者は、協会作成雛形に従った、あるいはこれに準じた、貸付債権譲渡に関する基本契約書(JSLA 平成13年度版「基本契約書」という。)及び貸付債権譲渡契約書(JSLA 平成13年度版「個別契約書」という。)を締結することを想定する。

3. 情報開示に関する行為規範

(1) 定義

本行為規範で用いられる以下の用語は、別に定義された場合を除き、以下の意義を有する。

「原債権」：個別契約書において譲渡される債権として記載される貸付債権をいう。

「原債権等」：原債権及びこれに随伴する担保・保証等をいう。

「原債務者」：原債権の債務者をいう。

「原債務者等」：原債務者並びに随伴する担保・保証等の担保提供者及び保証人その他原債務者の原債権に係る債務につき履行義務又は責任を負う者をいう。

「契約情報」：原債権等を特定するために必要な情報をいう。

「信用情報」：原債務者等の債務履行の能力に関する情報（原債務者等の財産、経営、業況等に関する情報を含むがこれらに限定されない。）その他原債権等又は原債務者等に関する情報のうち、契約情報以外のものをいう。

「守秘情報」：顧客との取引上知り得たその顧客の秘密情報をいう。

「個人情報」：生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう³。

「サービシング取引」：個別契約書において「対象委任事務」と定義されるものを行う取引をいう。

(2)顧客に関する情報の取扱い

貸付債権譲渡取引及びこれに付随するサービシング取引⁴に際し、これら取引の当事者は、原債務者等又は原債権等に関する情報を開示しようとする場合には、原債務者等への影響を慎重に考えるべきである。即ち、金融機関等は、守秘情報を正当な事由の無い限り第三者に漏洩してはならない。かかる正当事由には、法令の規定に基づいて公権力が発動される場合等、様々な事由があり得るが、顧客の明示又は黙示の承諾が含まれることは明らかである。なお、判例としてはまだ確認されていないが、貸付債権譲渡に際しての契約情報の開示は正当行為として許容されるとの考え方もある。また、開示される情報が公知である場合は、秘密性が無いので、守秘情報とはならない。

今後、個人情報の保護に関する法律が制定された場合には、開示される情報が個人情報とされるときは、同法に従うことが必要となる。

上記情報開示についての一般的制限に加えて、基本契約書の当事者は、基本契約書に基づき特別の守秘義務を負うこと及び目的外使用が禁ぜられること（基本契約書第9条）に留意する必要がある。なお、この特別の守秘義務には期限があり（基本契約書第9条第6項）、また、譲受人が原債権の譲渡につき、原債務者に対し対抗要件を具備した場合には、契約情報や信用情報のうち当該対抗要件の具備により対抗できる相手方が当事者となっている関連原契約書等に関する情報は、この特別の守秘義務の対象から除外される（基本契約書第9条第2項第4号）。

(3)契約情報及び信用情報の提供義務

貸付債権譲渡取引における譲受人及び譲渡人並びにサービシング取引における委任者及び受任者（いわゆる「サービサー」）は、相手方に対し虚偽の情報を提供してはならない。

貸付債権譲渡取引に際し、譲渡人は譲受人に対し、契約情報を上記(2)を前提として開示すべきであり、意図的にその全部又は一部を開示しないというべきではない。

貸付債権譲渡取引における譲渡人又はサービシング取引における受任者は、基本契約書又は個別契約書で提供すべきであると特に明示された信用情報を除き、譲受人又は委任者に対し、これらの取引において信用情報を相手方に開示する義務を負うものではない⁵。

(4) プロとしての公正かつ誠実な取引の推奨

貸付債権譲渡取引に際しては、譲受人は、取引開始の意思決定のために必要な信用情報及びその後の与信管理等に関して必要となる信用情報を自ら特定し、かかる情報を入手するための方法を自ら模索した上で、自ら適切と認める資料及び情報等に基づき、自らの責任で(i) 取引開始の意思決定、(ii) 取引実施後の与信管理、及び(iii) 原債権に係る元利金その他の金銭の回収を行うべきである⁶。

貸付債権譲渡取引及びサービシング取引の当事者は、基本契約書及び個別契約書の内容を尊重すべきであり、それら合意に基づかない一般的説明義務といったようなものを期待すべきではない⁷。即ち、取引の当事者は契約に明確に規定された義務のみを負い、それ以外の義務を負わないものと考えらるべきである。

(5) 信用情報の授受

上記(3) において述べた、信用情報の開示の範囲は明確な合意に従うという行為規範は、貸付債権譲渡取引において、譲渡人が信用情報の開示を行わないことを推奨するものと解するべきではない。ここで予定されている貸付債権譲渡取引は、プロ同士の取引であることから、その当事者は、信用情報の開示の方法・範囲に関する交渉・合意を必要に応じて実施すべきである。

信用情報収集と管理にはコストがかかるものであること、また、その開示は、譲受人にとって価値がありうることが認識されるべきであり、信用情報の開示に関する交渉・合意においてはその価値についても着目し、合意すべきである。

信用情報については、貸付債権譲渡取引の当事者は、それぞれ、自らが有さず、かつ、貸付債権譲渡取引に際して開示を受けない信用情報を相手方が有することがあることを了承すべきである⁸。

4. 情報開示に関する法的論点：前提として

情報開示に関する行為規範を検討するに際して、以下の法的論点を考慮する必要がある。

(1) 金融機関等の守秘義務

一般的に、金融機関等は顧客の秘密情報に関して守秘義務を負うものと考えられている⁹。従って、貸付債権譲渡に際して必要となる原債権等及び原債務者等に関する情報の授受に際しては、かかる守秘義務を念頭において行為すべきである。

個人情報の保護に関しては、現状においては法律の制定という段階には至っていないが、OECD ガイドライン、金融情報システムセンターによる金融機関等における個人データの保護のための取扱指針があり、更に、近い将来に成立が予

想される個人情報の保護に関する法律において規定されるところであり、金融機関もかかる個人情報を保護すべき義務を負うことになるものと考えられる。なお、個人情報は、特定の個人を識別することができる情報であり、技術的には特定の法人を識別することができる法人の情報は含まれてはいない。一方、本行為規範の対象となる貸付債権の借入人は法人であることが想定されていることから、その借入人を識別することができる情報は、原則として、個人情報とはならず、個人情報に関する規制の対象とはならないと考えられる。ただし、契約情報や信用情報には、個人情報が含まれることがあるので留意が必要である。また、個人情報については、情報の秘密性は必ずしも要件とはされていない。

(2) 契約情報と信用情報

貸付債権の譲渡・譲受の意思決定に際して授受される情報の性質の別が行為規範に与える影響は無視できない。具体的には、契約情報と信用情報の区分を勘案する必要があると考えられる。譲渡目的物を特定することが当該目的物の譲渡の前提であることを考えれば、譲渡・譲受の意思決定に際して、譲渡対象債権等の特定のために必要な契約情報の授受は、必須であると考えられる。他方、信用情報は、譲渡対象債権等の特定に必要な情報ではなく、譲渡対象債権の価値を評価するに有用な情報とはいえ、多様な種類があり、更に、当該債権の譲渡人のみが有しているものとはいえない。従って、譲渡当事者間での信用情報の授受は、当該債権譲渡に必ずしも必須とはいえないものと考えられる。譲渡当事者間での信用情報の授受を行う場合は、個別の譲渡取引毎に各当事者間で必要な情報開示の範囲を検討・交渉すべきである。なお、法的には、(i) 契約情報が欠如している場合には隠れたる瑕疵の問題として取り扱われる事案がありうる反面、(ii) 信用情報の欠如は隠れたる瑕疵の問題ではないと一般的に考えられている。

5. 実務取引への適用に際しての留意事項

(1) 市場の発展に向けての情報の取扱いの方向感

顧客に関する情報、そのうち特に信用情報の取扱いは慎重に行うべきであるものの、譲渡当事者間でもかかる情報がまったく授受されないという状況は、ローン・セカンダリー市場の健全な発展に向けて阻害要因となり得ることも認識されなければならない。従って、如何にして信用情報の開示が許容される状況を作り出していくのかという点についても、市場参加者としては十分な検討を行うことが必要と考えられる。

秘密情報の守秘義務の存在、あるいは個人情報の開示の制限を前提とした場合、情報の開示が許容されるための正当事由の一つとして、原債務者等から明示的な承諾を取得するという方法は、極めて有効な方法であると思われる。譲渡に際して十分な情報の開示が可能な貸付債権と十分な情報の開示ができない貸付債権では、貸付金融機関側で貸付債権保有にかかる柔軟性（機動的なポートフォリオ調整等）という点で明らかな相違があることから、譲渡に際して十分

な情報の開示をすることが明示的に承諾された契約とそうでない契約においては、貸付条件が異なるといった状況が発生してくることも容易に想定される。

(2)原債務者等からの承諾の取得

日本で支配的な相対取引での貸付債権については、法的には譲渡可能であるものの、従来、譲渡及び転売のニーズが少なかったことから、過去において譲渡取引が活発に行われなかった経緯がある。このため、貸付債権の譲渡取引の際の情報開示の必要性及びその前提として原債務者等から明示的に承諾を得ることの必要性についてローンの当事者の意識が低かったといえる。他方、最近では、日本においてもシンジケート・ローンの組成が急増している状況がある。シンジケート・ローンのプライマリー市場においては、取引に必要な情報を各参加金融機関に開示することが前提とされていることから、アレンジャー経由で原債権等及び原債務者等に関する適切な情報開示が確保されやすい。また、シンジケート・ローン契約上一定の情報については、与信期間中においても参加金融機関宛てに開示がなされることが契約上担保されている。

これを更に一歩進めて、シンジケート・ローン債権についてはセカンダリー市場における売買に際して、シンジケート・ローン契約を通じて参加金融機関が入手した信用情報及び契約情報を売却先候補者に開示することが許容されるような仕組みが組成の時点より意識されることが重要である。

これらの点に配慮し、JSLA では、プライマリーのシンジケート・ローン取引における推奨契約書として平成13年度に公表したリボルビング・クレジット・ファシリティ契約書において、以下のような条文を採用している（同契約第33条第(1)項）。

借入人は以下の各号に関する情報開示について異議を述べない。

（略）

第29条の規定に基づく地位譲渡または第30条の規定に基づく貸付債権の譲渡に際して、貸付人が相手方に守秘義務を負わせることを条件として、譲受人（第29条に規定する地位譲受人を含む。）及び譲受を検討している者（かかる譲渡に関する仲介業務を行う者を含む。）に、本契約に関する情報を開示すること。なお、ここでいう本契約に関する情報とは、本契約に関連して入手した借入人の信用に関する情報、本契約の内容及びこれに付帯する情報、譲渡の対象となる貸付債権の内容及びこれに付帯する情報をいい、本契約以外の契約に関連して入手した借入人の信用に関わる情報は含まれない。

現在、日本で実際にセカンダリー市場で売買されている貸付債権の大部分は、既に実行済みの相対型の貸付債権であるが、これらの債権の譲渡に際して、譲渡人は上記に準じた内容の承諾を取得することを検討する必要性が高い。また、今後実行する相対型貸付については、貸付契約において、上記内容に準じた承諾文言を規定しておくか、又は別途承諾を取得しておくことを検討する必要性が高い。更に、貸付の時点において、転売の際にも上記と同様の情報開示を許

容する旨の承諾文言を貸付契約に規定しておくか、又は別途承諾を取得しておくことも検討する必要が高いと思われる。

(3)開示を必要とする信用情報の範囲

貸付債権譲渡取引に際して、どの程度の信用情報が授受されることが必要となるかは、相当部分が譲受人側の譲受判断のために必要な情報及び譲受後のリスク管理のために必要な情報が如何なるものであるのかという点に大きく左右される。本行為規範でも示す通り、これらの点に留意しつつ信用情報の開示の範囲の交渉を行うことがプロとしての譲渡取引当事者に求められることになろう。

譲受人が必要とする信用情報の範囲は、基本的には各譲受人のリスク管理の手法に左右されることになると思われるが、現行制度上留意すべき事項として自己査定が挙げられる。セカンダリー取引で取得するものといえども貸付債権である以上は、譲受人としては当初貸付人と同程度に自己査定のための方策を尽くすことが求められるというのが現状である。このような制度的な要素も勘案の上、信用情報の授受の範囲についての交渉がなされることが必要となる。

この点については、例えば債券の自己査定のように時価を勘案し比較的容易に分類が行えるような制度が望ましく、かかる制度の手当てがセカンダリー市場の発展に寄与するとの見解が存在する。他方、セカンダリー取引が活性化し、容易に貸付債権の時価が把握できる状況にならなければ、簡易な自己査定は許容されないのではないかという考え方もある¹⁰。

以 上

¹ 取引の公正性確保のために情報の取扱いについてのルールを定め、市場参加者による法的権利義務に関する予見性を高めることが、市場取引の安心感を増し、活発な取引を促すことにつながるものと考えられる。なお、貸付債権譲渡の直接の当事者ではない原債務者等の利害を十分に配慮することも市場の発展のためには重要であると思われる。

² 本行為規範において、正常債権とは、その債務者の対象債務がその履行期限までに本旨に従い履行されているものをいう。不良債権の譲渡については、別段の配慮が必要な部分もあると思われる。

³ ここでの定義は、個人情報保護に関する法律案(第151回国会内閣提出法律案第90号)の記述を参考とした。

⁴ サービング取引は貸付債権譲渡取引の一環と捉える立場もあると思われるが、サービングを伴わない貸付債権譲渡取引も存在することから、本行為規範においては両者の取引を区分して取り扱う。

⁵ 基本契約書第4条は、次のように規定している。

第4条(情報開示の範囲)

- (1)譲渡人及び譲受人は、貸付債権譲渡契約書に別段の定めがある場合を除き、相手方に対し、自ら保有する原債務者等の信用状況及びこれに類する情報(貸付債権譲渡契約書又は特定関連原契約書等に記載された事項を除く。)

を開示する義務を負わないものとする。

- (2) 譲渡人及び譲受人は、個別譲渡取引にあたり、相手方が前項により自らに対して開示する義務を負わない情報を有していることを承諾した上で個別譲渡取引を実施することを確認する。また、譲受人は、譲渡人による情報提供の有無にかかわらず、自ら適切と認める資料及び情報等に基づき原債務者等の信用状況、原債権等の契約内容及び取引条件その他の審査を行い、独自の判断に基づき個別譲渡取引を実施するか否かを決定することを確認する。
- (3) 譲受人は、貸付債権譲渡契約書に別段の定めがある場合を除き、約定日以降、原債務者等の信用状況、随伴する担保・保証等の状況について、譲渡人による情報提供の有無にかかわらず、自ら適切と認める資料及び情報等に基づき独自に管理・判断するものとする。
- (4) 譲渡人は、譲受人に対し原債務者等の資力を保証せず、[第5条第(3)項の場合を除き]その譲渡した原債権等を買戻す義務を譲受人に対して負わないものとする。

また、基本契約書における、信用情報についての別段の開示としては、第5条第2項第11号の次の記述が挙げられる。

譲渡人が知りうる限りにおいて、原債務者について支払の停止又は破産、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始、再生手続開始その他これらに類する手続の申立がないこと。

一方、個別契約書においては、次の記述がある。(個別契約-汎用バージョン第5条第2項)

- (2) 特定受任者は、対象委任事務を受任した場合であっても、本契約で特段の定めがある事項を除き、(i)特定委任者のために原債務者等の信用状況の調査・管理、原債権に係る期限の利益喪失請求、随伴する担保・保証等に係る権利の行使その他対象委任事務として明示されていない事務を特定委任者のためになすことを要せず、また、(ii)特定受任者自らが有する原債務者等に対する債権その他の権利を保全し又は実行することができる。

⁶ 前注、基本契約書第4条第2項を参照のこと。

⁷ 契約書の内容に従って権利・義務が確定せずに信義則等によりそれらが覆る可能性があるという取引は、一見すると信頼を高めているようでもあるが、権利・義務が契約内容に拘らず不確定であるという側面を有しており、結果として不確実な取引が行われる市場であるということになりかねない。プロ同士が当事者間の権利・義務について合意した証として作成した契約書の内容を尊重することが、自己責任による取引といえるのであり、かかる取引が行われる慣行を確立することが信頼ある市場の形成につながると思われる。

⁸ 例えば譲渡人が原債務者等に関する重要な情報を有し、かつ、かかる情報により原債務者等が無資力となる蓋然性を知りつつ譲渡を行った場合には、かかる情報の重要性や譲受人の情報収集努力の程度に左右されるものの、譲渡人が不法行為責任等を負うことも想定される。この点については、どの程度の情報の偏在及びそれに依拠した譲渡が不法行為となるのかの限界点について、今後市場慣行の確立が求められる点であるといえる。

⁹ 詳細については、JSLA公表の「貸付債権譲渡に関する基本契約書及び貸付債権譲渡契約書（JSLA平成13年版）の解説」における基本契約書第4条関係の解説を参照。

¹⁰ この議論は、いわゆる「鶏と卵」の議論と言えなくもない。現状においては、制度的制約を勘案しつつ、譲渡当事者の自己判断で信用情報の授受につき個別に合意を形成す



ることから始めざるをえないといえるかもしれない。